

石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第19号)

目 次

規 則	
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課) 1	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 3

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和二十八年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用(第十八条―第二十二条)」を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十八条から第二十二条まで 削除

別記様式第二十三号から別記様式第二十七号までを次のように改める。

別記様式第23号から別記様式第27号まで 削除

別記様式第二十八号を次のように改める。

別記様式第28号(第23条関係)

第 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
名称及び代表者氏名

有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 届

老人福祉法による有料老人ホームを設置したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例
- 4 事業開始予定年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される便宜の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入所定員及び居室数
- 12 職員の配置の計画
- 13 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額
- 14 保全措置を講じたことを証する書類
- 15 一時金の返還に関する契約の内容
- 16 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 17 長期の収支計画
- 18 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第一項の次に次の一項を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

2 第十二条ただし書の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項を第五項とする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)」を付する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、条例第四条の規定にかかわらず、第二条の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

附則に次の一項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第八条本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同条の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同条の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とするすることができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

